

国内希少野生動植物種の追加

(1) 国内希少野生動植物種に追加しようとする種

- ・**プテロプス・プセラフォン**
(オガサワラオオコウモリ)



(2) オガサワラオオコウモリの概要

種名 (学名)	選定要件*	選定理由 (生息状況等)
オガサワラオオコウモリ <i>(Pteropus pselaphon)</i> 分類： 翼手目 オオコウモリ科	ア、ウ	<p>①種の特徴：小笠原群島と火山列島のみに生息する中型のオオコウモリで、日本固有種。樹林に生息し、植物の果実、花蜜、葉を主に採食する。一般に夜行性で、冬季には特定の場所に集団ねぐらを形成し、日中は単独または数頭～数十頭の群れで木にぶら下がって休息する。</p> <p>②分布域：小笠原群島、火山列島に分布し、分布記録があるのは父島、母島、北硫黄島、硫黄島、南硫黄島。父島の個体数は100～160頭と推定。母島の個体数は数頭程度と推定。北硫黄島では数十個体、硫黄島では數個体、南硫黄島では100個体程度と推定。</p> <p>③減少要因：ねぐら形成域周辺の開発、農家や家庭菜園の防鳥ネットへの絡まり事故、観光利用によるねぐらの攪乱などが圧迫要因となっている。</p>

※選定要件について

○希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号) (抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

(1)国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種